

特定非営利活動法人日本小児がん看護学会認定 小児がん看護師認定制度 規則

第1章 総則

第1条 (目的) この制度は、小児がん医療を行う一員として、小児がん看護の知識・技術を深めた専門性の高い看護師を育成することにより、小児がん看護実践の質向上を図ることを目的とする。

第2条 (名称) 日本小児がん看護学会(以下、本学会とする)は、前条の目的を達成するために、日本小児がん看護学会認定小児がん看護師(以下、小児がん看護師という)を認定する。

第3条 (小児がん看護師の役割) 小児がん看護師とは、小児がん看護に関する幅広い知識と熟練した技術を有していると認められた者をいい、以下の役割を果たす。

1. 子どもの成長・発達及び小児がんの病態・病期に応じた看護判断に基づき、子どもと家族の生活を尊重し、その子らしい療養生活を長期にわたり支援し、看護実践を行う。
2. 質の高い療養生活を送ることができるよう、子ども・家族に対して相談・助言を行う。
3. 子ども・家族に対して、看護職・関係職種と多職種協働チームの中で連携した支援を行う。
4. 子ども・家族の生活の質向上を目指し、子どもの生涯を通じて、地域における質の高い生活を支援し、多職種とともに長期フォローアップや成人医療への移行支援、エンド・オブ・ライフケアを含めたトータルケアを行う。

第2章 小児がん看護師認定委員会

第4条 (小児がん看護師認定に係る組織) 本制度運営のために小児がん看護師認定委員会(以下、認定委員会という)を設置し、以下の役割を果たすものとする。

1. 認定に係る事項(新規認定審査・更新申請の認定審査)
2. 認定者の登録管理に係る事項(新規申請者の登録・管理、新規小児がん看護師の登録・管理、小児がん看護師更新者の登録・管理)
3. 認定制度の改正に係る事項
4. その他、上記に係る課題についての検討

第5条 (構成) 認定委員会は、本学会理事長が指名する担当理事および理事会の議を経て委嘱した委員で構成される。

第6条 (委員会設置) 認定委員会は、小児がん看護師の認定に関して必要な認定実行委員会を設置することができる。

第7条 (権限) 認定委員会の提案事項は、理事会に報告し、承認を得るものとする。

第8条 (守秘義務) 認定委員会の委員は、その業務上入手した情報を守秘する義務がある。

第9条 (記録) 認定委員会の委員長は、議事録を作成しこれを保管しなければならない。

第3章 小児がん看護師の認定

第10条 小児がん看護師の認定は、e-learning 受講、集合研修参加、申請、登録、更新により行う。

第11条 小児がん看護師の認定・更新の要件および資格の喪失については、別に定める。

第4章 小児がん看護師認定制度の会計

第12条 認定制度の会計に関する事項は、認定委員会の管理の下に行い、本学会理事会の承認、監査を受ける。

第5章 小児がん看護師認定制度の情報管理

第13条 小児がん看護師に係る情報は、本学会代表理事の責任の下、認定委員会が管理する。

第6章 規則の見直し、変更

この規則については、本学会総会の議決を経て変更することができる。

附則

この規則は、2020年4月1日から施行する。